- 原判決主文第一項を取消す。
- 控訴人全日本造船機械労働組合佐野安船渠分会の訴を大阪地方裁判所へ差し戻 す。
- Ξ
- 控訴人Aの控訴に基き原判決主文第三項を次のとおり変更する。 被控訴人は控訴人Aに対し金五万円及びこれに対する昭和五三年一二月七日か 1 ら支払済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 控訴人Aのその余の請求(債務不履行に基く損害賠償請求)を棄却する。
- 控訴人Aの当審における新請求を棄却する。 第三、四項に関する訴訟費用は第一・二審を通じこれを二分し、その一を控訴 人Aの負担、その余を被控訴人の負担とする。

事 実

原判決主文第一、三項を取消す。 2 (主位的請求) 控訴 控訴代理人は「1 人全日本造船機械労働組合佐野安船渠分会(以下、控訴人分会という。)と被控訴 人との間において昭和三〇年六月一日締結された労働協約(以下、本件協約とい う。)第五〇条のうち『実働七時間を原則とし』と規定された部分(以下、本件協 約部分という。)が効力を有することを確認する。(当審において追加された予備的請求)被控訴人は本件協約部分に従え。3 (従前請求及び当審において追加された選択的新請求)被控訴人は控訴人A(以下、控訴人Aという。)に対し金一〇万円及びこれに対する昭和五三年一二月七日から支払済に至るまで年五分の割合に よる金員を支払え。4 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との 判決を求め、被控訴代理人は「1 本件各控訴を棄却する。2 控訴費用は控訴人 らの負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠関係は、次に付加・訂正するほか、原判決事実摘示 のとおりであるからこれを引用する。

(訂正)

- 1 原判決三枚目表一二行目の「B及び同」を、同末行の「いずれも」を、同裏一〇行目の「B及び同」をそれぞれ削除する。
- 2 同六枚目裏三行目の「原告Bは」から同六行目の「原告Aは」までを「控訴人 Aは債務不履行(不完全履行)に基く」と改める。
- 同一一枚目表五行目の「労働日」を「労働日数」と、同一二枚目表五行目の 「幣害」を「弊害」と、同八行目の「併う」を「伴う」とそれぞれ改める。
- 4 同一四枚目表七、八行目の「縮少」を「縮小」と、同一五枚目裏一一行目の「したとして」を「したものとしては」と、同一七枚目裏四行目の「生産制」を「生産性」とそれぞれ改める。

(控訴人分会の主張)

一般に、労働協約の一方当事者で労働組合は、他方当事者である使用者が労働 協約の規範的部分を実行しない場合には、労働協約の実効性を確保するため、使用 者に対し、「労働協約で定めた基準に従え。」と請求する法的権利を有し、使用者 はこれに対応していわゆる実行義務を負つている。

使用者が労働協約の規範的部分を無視して実行しない場合に、労働組合に対して、右のような請求権のみならず一切の法律上の救済を与えず、損害が発生したと きに限りその賠償請求のみを認めると解することは、労働協約に関する法的規制と しては著しく不適切であつて、誤つた法律解釈といわざるをえない。

- 本件協約部分は本件協約の規範的部分に該当するものであつて、本件協約の 方当事者である控訴人分会が、本件協約部分を無視する他方当事者の被控訴人に対 し、控訴の趣旨 2 項の主位的確認請求(以下、本件確認請求といい、その請求にかかる訴を本件確認の訴という。)をすることが本件紛争解決に最も適切であるから、控訴人分会は本訴確認請求につき当事者適格を有し、かつ本件確認の訴は確認の利益があつて適法であるというべきである。
- 仮に本訴確認請求が不適法であるとするならば、控訴人分会は、予備的に控訴 の趣旨 2 項の予備的請求を追加する。

(控訴人Aの主張)

- 債務不履行に基く損害賠償の従前請求について
- 一般に、使用者は、従業員と結んだ労働(雇用)契約で定めたとおり従業

員を処遇すべき義務があるのであつて、従業員が右労働契約で定めたとおり労務の 提供をしている場合には、これに対し所定の賃金を支払うべき義務を負うものであ るほか、右労働契約と異なる就業に関する取扱いを提案し、これに従わない従業員 を他の従業員と比して不当に差別し不利益な取扱いをしてはならない義務を負つて いる。

(二) 本件協約部分は有効であり、これに従い被控訴人と控訴人Aとの間の労働契約において、一日の定時実働労働時間は七時間とする旨合意され、また昭和四八年(但し七月二〇日以前)当時定時実働労働の始業時刻は午前八時、終業時刻は午後三時四五分と定められていたところ、被控訴人は昭和四八年七月二一日に、一日の定時実働労働時間を七時間三〇分とし、これに伴つて定時実働労働の終業時刻を午後四時一五分とする旨の昭和四八年規則を定めて実施したが、右規則は本件協約部分及び被控訴人と控訴人Aとの前記労働契約に反する違法・無効のものである。

したがつて、被控訴人は、昭和四八年七月二一日以降においても控訴人Aに対し 昭和四八年規則に基く取扱いをしてはならないし、同控訴人が同規則に従わない場 合にその故をもつて同控訴人を他の従業員と差別し不利益な取扱いをしてはならな

い義務があつた。

(四) 被控訴人には控訴人Aに対する右の如き債務不履行(不完全履行)があつたものであるところ、右債務の性質及び同控訴人が現在控訴人を退職していることから、同控訴人は改めて被控訴人から本来の給付を受けえないから、これに代る填補賠償を求めうるものであり、その損害の範囲は被控訴人の前記義務違反と相当因

果関係内にある財産的・精神的損害のすべてに及ぶものである。

(五) しかして控訴人Aは、昭和四八年七月二一日から同五一年七月までの三年間を通じ一か月間に前記労働契約に基づく適正な時間帯による計算において少なくとも平均三七時間分の残業をしたが、被控訴人は、前記違法・無効な昭和四八年規則に基いて平均二五・五時間分の残業手当を支給したにすぎず、右差額の一一・五時間分の残業手当の支払をしていないから、一か月間の平均残業手当未払分は一万一三二七円を下回らない。その他本件における一切の事情を考えると、控訴人Aの全損害額は本訴請求金額の一〇万円を下回るものではない。

2 不法行為に基く損害賠償の当審において追加された選択的新請求について (一) 従業員は、使用者と結んだ労働契約に基き使用者から適正に処遇されるべきであつて、労働契約で定められたとおりの労務を提供している場合には、他の従業員と比して不当に差別されること等なく取扱われ、その結果を享受する法的利益を有するものであるところ、使用者がこれを違法に侵害するときは不法行為が成立し、使用者はこれによつて従業員が被つた財産的・精神的損害のすべてを賠償すべき義務があり、この場合被害者たる従業員は右損害を包括して慰藉料の請求をすることも許されるべきである。

(二) 被控訴人は、控訴人Aが被控訴人との前記1(二)の労働契約に従い労務を提供しているにかかわらず、昭和四八年七月二一日以降右労働契約に違反する違法・無効な昭和四八年規則を定めたと称し、故意又は過失により前記1(三)の態様で違法に控訴人Aが被控訴人に対して有する前記適正に処遇されるべき等の法的利益を侵害し、同控訴人に財産的・精神的損害を与えたものであつて、その損害額(慰藉料額)は前記諸事情を考えると一〇万円を下回るものではない。

(三) よつて、控訴人Aは被控訴人に対し、債務不履行に基く損害賠償の従前請求と選択的に不法行為に基く損害賠償として一〇万円及びこれに対する訴変更の翌日の、又は不法行為日以後の昭和五三年一二月七日から支払済に至るまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被控訴人の主張)

1 控訴人分会の本件協約部分が有効である旨の本訴確認請求は、訴訟上の請求としての特定性を欠く不適法のものであつて、却下を免れない。

2 控訴人Aの金員支払請求は本件協約が有効であること及び昭和四八年規則が無効であることを前提とするものであるが、本件協約は昭和四八年当時既に効力がなく、また昭和四八年規則は有効であるから、右請求は理由がない。

被控訴人の従業員の労働時間については、本件協約を締結したのち、被控訴人と 控訴人分会との間の協約による定めはなされず、昭和四二年規則により定時実働労働時間は午前八時から午後三時四五分とする旨、本件協約と異なる定めがなされた ところ、昭和四二年規則は、これにつき被控訴人と控訴人分会とは協定書を取交し ておらず、あくまで就業規則としての効力しかないから、昭和四二年規則の改定を 就業規則で行うことは何ら差し支えなく、合理的な内容を有する昭和四八年規則が 昭和四二年規則と異なる故に違法・無効視されるいわれはない。

3 控訴人Aは従前の財産的損害賠償請求と合せて慰藉料請求をしているが、同控訴人に財産的損害の賠償を受けてもなお慰藉されない精神的損害があるとはいえないから、右慰藉料請求は失当である。

(証拠) 省略

理 由

ー まず、控訴人分会の本件確認の訴の適否について判断する。

1 本件協約部分は、被控訴人の従業員の「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」(労組法一六条)に該当する(本件協約のうちのいわゆる規範的部分)が、本件協約部分が有効に存在するときは、協約当事者である被控訴人と控訴人分会とは相互に、これを誠実に履行すべきことを請求する法的権利を有する反面、これを誠実に履行すべき法的義務を負うものというべきである。労働協約のすべての条項あるいはそのいわゆる規範的部分に当る条項について、いわゆる紳士協定にすぎない等を理由に、協約当事者は相互に協約内容の履行を訴求することはできない旨の見解は妥当とはいえない。

そして本件確認の訴は、その請求の趣旨からすると、一見過去の法律行為の確認を求めるもののようではあるが、ひつきよう、控訴人分会が被控訴人に対し本件協約部分の履行を求める請求権を有すること(裏面からいえば、被控訴人は同控訴人に対し右の履行をすべき義務を負うこと)の確認を求めるものと解することができるうえ、請求の趣旨自体においても、審判の対象たる権利関係の範囲が明確さを欠くおそれはないものということができる。

右認定の本件紛争の経過並びに弁論の全趣旨によれば、昭和四八年規則をめぐつて被控訴人と控訴人分会との間で紛争が発生し、これが本件協約部分の効力の存否の争いにまで発展したものであるから、本件協約部分の効力の存否が裁判所の判決により公権的に確定されれば、右紛争のすべてが解決されることを期待することができ、したがつて、右紛争から派生する控訴人分会の法律上の地位についての現在の危険、不安を除去するために、本件協約部分の効力の存否を確定することが必要かつ適切であると認められるから、本件確認の訴は確認の利益があるというべきである。

本件確認の訴は、被控訴人とその従業員間の労働契約に基く具体的な賃金請求権

等の権利の存否の確定を求めるものではないから、本件協約部分の効力の存否の確定によって右具体的な権利の存否が確定されるものでないことは明らかであるが、それ故に本訴確認請求が具体性・特定性を欠くとか、紛争解決上の直截性・有効性を欠くとはいえない。なぜなら、労働組合は、労働者の「労働条件の維持改善した、分働組合にの向上を図ることを主たる目的」とする(労組法二条)社団である、分働組合である。とされており、また労働協約を締結することができる(労働とがある)とが、また労働協約を締結することができる(労働とが、の当時を企図するものではあるが、労働組合の自体を受けると、労働協約の性質・効力等にかんがみると、労働協約に基く労働組合間の固有の法律上の紛争たりうるものであつるりは、労働組合間の固有の法律上の紛争たりうるものである。は、それが労働契約に基く労働者の具体的な権利関係の確定を求めるものでなる。

3 以上説示したところからして、本件確認の訴に対する判決の既判力が被控訴人の従業員に及ばないことの故をもつて、その確認の利益を否定すべき理由とはなし えないことは明らかである。

4 もつとも本件において、控訴人分会は控訴の趣旨2項の予備的請求の如く被控訴人に対し本件協約部分の履行を求める給付請求をもなしうると解されるので、この点で本訴確認請求の訴の利益の存在に一応の疑問が生じうるが、前叙の如く、本件では本件協約部分の効力の存否が公権的に確定されれば、これをめぐる紛争のすべての解決が期待しうるうえ、本件のような労働協約の履行を命ずる給付判決の執行方法上の問題点にもかんがみると、紛争解決上の直截性・有効性という点において、本訴確認請求と右給付請求との間に径庭はなく、右のいずれについても訴の利益があると認めるのが相当である。

5 そうすると、控訴人分会の本件確認の訴は適法であるというべきであつて、これを不適法として却下した原判決は相当でない。

二 次に、当裁判所は控訴人Aの債務不履行に基く損害賠償の従前請求は、主文第 三項の限度において正当として認容し、右請求のその余の部分及び不法行為に基く 損害賠償の選択的新請求(右認容の額を超える部分)はいずれも失当として棄却す べきものと判断するものであつて、その理由は、次に付加・訂正するほか、原判決 理由説示(原判決二三枚目表末行から同三六枚目表初行までのとおりであるからこ れを引用する。

1 原判決二三枚目裏六行目の「原告B、同A(以下、原告Bらという。)」を「控訴人A」と、同二八枚目表一一行目及び同二九枚目表九、一〇行目の各「原告Bら」をいずれも「控訴人A」とそれぞれ改める。

2 同二三枚目裏七行目から同二四枚目表七行目の「本件協約」までを「債務不履行及び不法行為に基く各損害賠償請求の前提として、昭和四八年当時被控訴人との労働契約において、一日の定時実働労働時間は七時間、その始業時刻は午前八時、終業時刻は午後三時四五分と定められていた旨主張するので、この点について判断する。

とそれぞれ改める。

3 同二六枚目表一一行目の「原告分会」の次に「(表示・全日本造船機械労働組合佐野安船渠分会、成立に争いのない乙第一号証及び原審証人Cの第二回証言によれば、控訴人分会は昭和三三年頃従前の日本労働組合総評議会全国金属労働組を野安船渠支部の名称を右名称に変更したことが認められる。)」を挿入する。4 同二八枚目表四行目の「事情及び趣意」の次に「、右意見書提出後の経過」を挿入し、同表七、八行目の「転回」を「展開」に改め、同裏三行目の「又」の次に「昭和四十三、四年当時の」を挿入し、同裏九行目の「又本件協約」から同末に「証言(第一回))」までを「又控訴人分会は本件協約の改訂交渉の過程において、第一回))」までを「又控訴人分会は本件協約の改訂交渉の過程において、令議行為を開始する前に五〇時間の冷却期間をおくこと)の改訂を求めたところ、被控訴人との合意に達せず改訂されるに至つていないため、控訴人分会においては現在まで右条項を遵守してきていること(この事実は原審証人Cの第一回証言によって認められる。)」と改める。

5 同二九枚目表二行目の「その余後効的な効力によつて」を「本件協約のうちの唯一交渉団体約款及び平和義務に関する条項の基本的な考え方に沿って」と、 同表 で行目の「相対」を「対応」と、 同報四八年当時本件協約は有効に存在していた であるがら、 昭和四八年当時本件協約は有効に存在してい間のというであるがら、 昭和四八年当時を定題が働時間を昭和のというであるがら、 昭和四八年当事者間にかけ、 日本 であるに要して、 日本 であるにのであり、 日本 であるに、 日本 作協的ないに、 日本 であるに、 日本 では、 日本 であるに、 日本 であるに、 日本 では、 日本 では、 日本 では、 日本 であるに、 日本 では、 日本 は、 日本 では、 日本 では、

そこで、昭和四八年七月二一日以降の控訴人Aの被控訴人会社における一日の定時実働労働時間、その始・終業時刻に関する具体的な労働契約の内容について検討する。」とそれぞれ改める。

6 同三〇枚目表六行目の「第六号証」を「第五号証の一、第六号証、第一四号証の一、二」と改め、同裏四行目の「及び休暇」を削り、同五行目の「祝日」の次に「(そのうち、春分の日など年五日)」を挿入する。

7 同三一枚目表五、六行目の「制定実施された」を「控訴人分会(表示・総評全国金属佐野安船渠支部)の異議ない旨の意見を聴いたうえで作成・実施した」と改める。

8 同三三枚目裏二行目の「被告の」から同三五枚目表一〇行目末尾までを次のと おり改める。

「本件協約は、被控訴人の従業員の一日の定時実働労働時間を七時間と定めてはいるが、他方定時実働労働の始・終業時刻及び休憩時間についての前記のようなにめたると、一日の定時実働労働時間が計算上七時間五分となる明らかに矛盾にある。と、一日の定時実働労働時間が計算上七時間五分となる明らからえたのであったのであった。と及び休憩時間が四五分であることが協議本であることの活動を行動に関する定めに過誤があったことを確認し、昭和三二年の日本に対して、であるとともに終業時刻を午前八時五分とするとのであるとともに終業時刻を午後三時四五分に繰り上げる旨の合意と同一内での規定の方式を行っており、その他被控訴人の社内用広報紙である佐朗報にもおり、その他被控訴人の社内用広報紙である佐朗報にもおり、その他被控訴人の社内用広報紙である佐朗報によるである。

このように、本件協約のうち、被控訴人の従業員の一日の定時実働労働時間、その始・終業時刻、休憩時間に関する条項は、相互に矛盾する内容のものであつたから、その具体的な適用に当つては合理的解釈により適切な補正がなされるべきものであつたところ、一般に労働協約の適用上必要な解釈についての労使間の合意は、必ずしも書面によることを要しないものというべきであり、その内容が明確であつて、かつ、協約の目的に沿い、他の基本的な条項の趣旨と合致する等合理的なもの

である限り、口頭によるものであつても、協約当事者を拘束するものと解すべきである。

そして、前記認定の昭和四七年四月八日頃までにおける被控訴人の従業員の一日 の定時実働労働時間等についての協議や合意、就業規則の作成等は、すべて本件協 約の適用上の解釈に関するものであつて、昭和三九年の前記合意の内容は、明確で あるうえ、前記見解に照らして合理的なものと認められるから、被控訴人は、本件 協約のうち一日の定時実働労働時間等に関する条項につき右合意によつて解釈・補 正されたもの、すなわち、被控訴人の従業員の一日の定時実働労働時間は七時間、その始業時刻は午前八時、終業時刻は午後三時四五分、休憩時間は午前一一時四五 分から午後零時三〇分までとする旨の実質的な意味での本件協約に拘束され、これ に反する就業規則を作成することは許されないものというべきである。 したがつて控訴人Aと被控訴人との間の労働契約は、昭和四三年四月一日以降 訴人Aの被控訴人会社における一日の定時実働労働時間は七時間、始業時刻は午前 八時、終業時刻は午後三時四五分、休憩時間は午前一一時四五分から午後零時三〇 分までの四五分である旨の内容のものであつたというべきである。」 同三五枚目裏八行目から同三六枚目表初行末尾までを次のとおり改める。 以上認定の事実によると、被控訴人は、昭和四八年七月二一白以降において も、控訴人Aに対し、月曜日から土曜日まで一日八時間の勤務中定時実働労働とし て七時間(午前八時から午前一一時四五分までの三時間四五分及び午後零時三〇分 から午後三時四五分までの三時間一五分)の限度で労務の提供を求めるべきであつ て、右限度を超えて労務の提供を命じる等してはならず、同控訴人が右態様での労 務を提供するときは、同控訴人に対し所定の賃金を支払うべき義務を負つているこ とはいうまでもないところであり、また、同控訴人が右態様での労務を提供したこ とが昭和四八年規則に違反するとの理由で、賃金、労働時間その他の労働条件につ

しかして控訴人Aは、被控訴人が同控訴人に対し同控訴人の当審主張1(三)記載のように労働契約に定めのないことを強制し、不利益な差別的取扱いをしたので財産的・精神的損害を被つた旨主張するので、この点について判断する。1 まず、控訴人Aが契約外強制・不利益な差別的取扱いの一つとして主張する「被控訴人による定時労働三〇分間分の賃金カツト及び残業手当の不払」は、契約法上は要するところ、被控訴人の賃金支払債務の履行遅滞にすぎないから、これを追完の許されない不完全履行としてその填補賠償請求をすることはできない。

いて懲戒処分を含む不利益な差別的取扱いをしてはならない義務を負つているとい

うべきである。

また、前記認定の事実、前掲乙第五号証の一、成立に争いのない甲第三〇号証の 第三一、第四〇号証、原審における控訴本人Aの尋問の結果により真正に 成立したものと認められる甲第三二、第三三号証、前掲証人Dの証言により真正に成立したものと認められる乙第五号証の二、三、乙第一六号証の一、二、同証言、前掲証人E、同C(第二回)の各証言、控訴本人Aの尋問の結果(一部)並びに弁 論の全趣旨によれば、被控訴人は、昭和三四年四月一日控訴人分会(当時、被控訴 人会社内の唯一の労働組合であつた。)との間で、被控訴人の従業員の工員につい ても同年同月二一日から賃金について月給制(前月の二一日より当月の二〇日まで の分を当月末の一日前に支払う。)とする旨協定し、同月二一日以降全従業員(職 春斗に関する協定書」を、同年七月二〇日「労働時間短縮・隔週五日制に関する協 定書」及び「同覚書」をそれぞれ取り交わして、同組合所属の従業員との間で隔週 五日制を導入し、一日の定時実働労働時間を七時間三〇分に延長し、それに伴つて 一時間当りの賃率を従前の約一・〇三七(一七五を一六八・七五で除したもの)倍に増率させるとともに、平日の時間外労働の賃率を従前の定時労働比一・二五倍を ー・三倍に、休日出勤の場合の労働の賃率を従前の定時労働比一・二七倍を一・三 倍にそれぞれ増率する旨、従前の労働契約を変更し、同年七月二一日に昭和四八年 規則を作成し、右組合所属従業員との間で右各協定及び昭和四八年規則に従つて賃 金支払等の事務処理をしてきており、控訴人分会所属の従業員に対しても右各協定 及び昭和四八年規則の効力が及ぶものとして前同様の処理をしてきたこと、したが つて、被控訴人は、昭和四八年七月二一日以降において控訴人Aの賃金額の決定に 同控訴人が一日七時間の定時実働労働を午後三時四五分に終えた場合には、 定時実働労働としては三〇分間の不就労があつたとして取扱い、他方、その賃率は

前記増率後のものを用い、また休日となつた隔週土曜日に勤務した場合には、休日 勤務したものとして平日の時間外労働をした場合と同様に前記増率後の賃率を用い たこと、例えば、控訴人Aは、昭和四九年六月(同年五月二一日から六月二〇日まで)においては、定時実働労働分として一・七五時間(八二・五時間から八〇・七 五時間を控除したもの)分多く賃金がカツトされ、一八時間の時間外労働をしたの に二〇・五時間の時間外労働をしたものとして取扱われ、同年七月(同年六月二 日から七月二〇まで)においては、定時実働労働分として五・二五時間(一五時間から九・七五時間を控除したもの)分多く賃金カツトされ、三九時間の時間外労働 をしたのに五〇・五時間の時間外労働をしたものとして取扱われ、また、昭和五一 年二月(同年一月二一日から二月二〇日まで)においては、定時実働労働分として四・二五時間分の賃金がカツトされ、三七時間の時間外労働をしたのに二五・三時 間の時間外労働をしたものとして取扱われていること、但し昭和五一年二月分の右 取扱いで時間外労働が少ないものとされているのは、控訴人Aが、昭和四八年規則 上休日とされている同年一月三一日(第五土曜日)及び同年二月七日(第一土曜 日)に就労していないことによるものであることが認められ、前掲控訴本人Aの尋問の結果のうち右認定に副わない部分はにわかに措信し難く、他に右認定を左右す るに足りる証拠はない。

右認定の事実によれば、被控訴人の控訴人Aに対する昭和四八年七月二一日以降 の賃金額の決定・支払等に関する取扱いは、同控訴人主張の昭和五一年七月までの 三年間を通じてみればもとより、これを月単位でみても必ずしも同控訴人に不利益 なものであるとは認められず、同控訴人の賃金請求権その他契約外強制・不利益な 差別的取扱いを受けない法的利益を侵害し、財産的損害を与えるものとはいえな い。

- 2 次に控訴人Aは、被控訴人が同控訴人に対し昭和四九年四月から同五一年七月 までの各四月の定期昇給及び各七月、一二月の一時金査定時に不利益な差別的取扱 いをした旨主張するが、この点について何ら具体的な立証をしないので、同控訴人 のこれを前提とする債務不履行あるいは不法行為に基く損害賠償請求の主張は採用 することができない。
- 3 また同控訴人は、被控訴人が午後三時四五分に定時実働労働を終えた同控訴人 に出門の準備をさせず不当にその身柄を拘束した旨主張し、前掲証人Eの証言、控 訴本人Aの尋問の結果並びに弁論の全趣旨によれば、控訴人Aを含む控訴人分会の 青年婦人部所属の従業員らは、昭和四八年七月二一日以降も午後三時四五分に定時 実働労働を終え出門の準備をしようとしたが、数日にわたり、ロツカーが締め切られ、浴場を利用しえなかつたこと等があり、被控訴人の労務部の担当者にこれを抗 議したところ、同担当者らはその後一週間以内に控訴人分会の所属の従業員に対し その要求時間帯にロッカーや浴場等を開放したことが認められるが、控訴人Aが被控訴人により不当に身体を拘束されたことを認めるに足りる証拠はない。 右認定の事実に照らせば、同控訴人が被控訴人の右取扱いにより金銭賠償の対象

となるべき程度の財産的・精神的損害を被つたとは認めることができない。

同控訴人は、被控訴人が昭和四九年三月及び同五一年四月頃に同控訴人に対し 無断早退を理由として就業規則違反で処分する可能性がある旨の指示書や警告書を 交付した旨主張するが、右主張を認めるに足りる証拠はない。

しかしながら、成立に争いのない甲第四五号証、被控訴人の労務部長作成の昭和四八年八月二七日付の「告」と題する掲示書を撮影した写真であることが争いのな い検甲第一号証並びに弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、昭和四八年八月二四日 に労務部長名義の書面で各部課長に対し従業員に昭和四八年規則に従つた勤務態様 を遵守させるように指示し、同月二七日には社内掲示書により全従業員に対し、昭 和四八年規則に従つて勤務するよう命じるとともに、これに従わない従業員には賃金カツト及びその他の措置をとることがある旨を警告したことが認められ、右の事 実、原審における証人D、同Eの各証言、訴取下前の相原告本人F、控訴本人Aの尋問の各結果並びに弁論の全趣旨を総合すると、同控訴人は、昭和四八年四月二四日以降において、その直属上司等から、前記労務部長名義の書面による指示どおり昭和四八年規則に従つて勤務するようにかびられ、これに従わないときは人事考課 上等で不利益な査定を受け、又懲戒処分を受けるかも知れない旨告知されたこと、 同控訴人は昭和四八年規則が実施された当初から前記労働契約どおりの態様で勤務 していたが、右のような告知を受けたため、昭和五一年七月頃以降昭和四八年規則 に従つて勤務せざるをえなくなつた(但し、その後も、青年婦人部の組合員数名と ともに、月一回、反対の意思表示の行動を続けていた。)ことが認められる。

右認定の事実によれば、被控訴人の同控訴人に対する右取扱いは、同控訴人に対して労働契約に定めのないことを命じる等してはならない義務に違反する違法なも のというべきであり、同控訴人が被控訴人の右債務不履行により相当の精神的苦痛 を被つたことは推認するのに難くないところであつて、本件に顕われた一切の事情 を斟酌すると、その慰藉料として五万円が相当であると認められる。

5 そうすると、被控訴人は同控訴人に対し債務不履行に基く損害賠償(慰藉料) として五万円及びこれに対する訴変更の翌日であることが記録上明らかな昭和五三 年一二月七日から支払済に至るまで民事法定利率五分の割合による遅延損害金を支 払うべき義務があり、同控訴人は被控訴人に対し、右認容の額を超えて、不法行為に基く損害賠償請求権をも有しないものというべきである。」

以上の次第で、控訴人分会の本件確認の訴を不適法として却下した原判決は相 当ではないから、民訴法三八八条により原判決主文第一項を取消して控訴人分会の 新を大阪地方裁判所に差し戻すこととし、また、控訴人Aの債務不履行に基く損害 賠償の従前請求は前記認容の限度では正当であるからこれを認容し、その余の部分 は失当として棄却すべきところ、これと趣旨を異にする原判決は相当ではなく、同 控訴人の控訴は一部理由があるから、原判決主文第三項を右のとおり変更し、な お、同控訴人の不法行為に基く損害賠償の選択的新請求(右認容の額を超える部 分)も失当であるからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法九六 条、九二条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 仲西二郎 高山晨 大出晃之)

(別紙)

-、第一

一日の勤務時間は、実働七時間三〇分を原則とし、始業(作業着手)終業(作業 終了)及び休憩時間は次のとおりとする。 なお、作業とは、始業付帯作業、本作業、終業付帯作業を指す。

就業時間 始業 午前 八時〇〇分

終業 午後 四時一五分

休憩時間 自 午前一一時四五分

至 午後 〇時三〇分

第一四条

業務上必要あるときは特定の期間に四週間を平均して一週間に実働四一・二五時間の範囲内で第一二条の勤務時間とことなる取扱いをすることがある。 但し、満一八歳未満の者についてはこの限りではない。

一、第二〇条

- (一) 年間労働日(七月二一日から翌年七月二〇日まで)は二七〇日、年間労働 時間は二〇二五時間として次に掲げる各号を中心に毎年年間休日を設定する。但 し、同一日に休日が重複する場合でも重複のゆえをもつて他の日を休日としない。 日曜日 1
- 2 国民の祝日(元日、成人の日、建国記念日、春分の日、天皇誕生日、憲法記念 日、子供の日、敬老の日、秋分の日、体育の日、文化の日、勤労感謝の日) 3 第一、第三、第五週土曜日
- 会社創立記念日
- 労働祭 (五月一日) 5
- 年末年始(一二月三〇日、三一日、一月二日、三日) 夏季休日(七、八月中においてその都度定める一日間)

会社は業務上、その他必要あるときは第1号ないし第4号の休日を就業日 に振りかえることがある。

第二四条

所定時間外就業の場合の休憩時間はつぎのとおりとする。

午後四時一五分より午後四時三〇分(一五分間)

午後八時三〇分より午後九時〇〇分(三〇分間)

午前〇時〇〇分より午前一時〇〇分(一時間)

午前六時四五分より午前七時〇〇分(一五分間)

(但し、早出を除く)